

★指名停止措置一覧

No.	対象業者	指名停止期間
1	木本工業株式会社 (高知市鷹匠町1-2-51)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
2	株式会社ジオテク (高知市南御座2-22)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
3	興和技建株式会社 (高知市小津町7-1)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
4	株式会社種田工務 (高知市農人町2-3)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
5	長崎テクノ株式会社 (高知市若松町1705)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
6	構営技術コンサルタント株式会社 (高知市本宮町105-23)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
7	株式会社第一コンサルタンツ (高知市介良甲828-1)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
8	株式会社高建総合コンサルタント (四万十市駅前町2-3)	令和5年10月10日 から 令和6年8月15日 まで
9	株式会社地研 (高知市円行寺25)	令和5年10月10日 から 令和6年3月9日 まで
10	株式会社四国トライ (高知市南川添17-21)	令和5年10月10日 から 令和6年3月9日 まで
11	株式会社相愛 (高知市重倉266-2)	令和5年10月10日 から 令和6年3月9日 まで

※ 指名停止の理由及び該当条項

高知県が発注する地質調査業務について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)第3条の規定に違反するとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は違反者として認定を受けたため。

- ・室戸市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第5号に該当(県内業務における独占禁止法違反)
- ・室戸市建設工事指名停止措置要綱の取扱い、別表第2関係2の(2)に該当(県内業務における独占禁止法違反)